

大阪広域水道企業団経営・事業等評価委員会 第4回千早赤阪水道事業料金検討部会（概要）

開催日時：令和3年8月4日（水）10:00～12:00

場 所：Web会議

出席委員：鍬田部会長、加山委員、佐藤委員、仲野委員、矢田委員

1 議事

- (1) 水道料金の検討について
- (2) 水道料金改定についての住民説明会

2 議事概要

- (1) 水道料金の検討について

事務局から、水道料金の検討について説明があり、それに対し次のような意見、質疑応答があった。

<1.水道料金体系の現状と課題（料金体系）について>

【委員】

料金体系については、今回の26%の料金値上げのタイミングではなくとも、公平性という観点からいずれかは検討すべき議論であり、客観的な根拠に基づいて料金を設定することに關して異論はないし、口径別料金体系への変更で進めていただきたいと考える。

【委員】

水道部（局）への建築確認等に係る事前協議の際に、理論的な使用水量を提出いただき引込み（給水管）の口径を決めて、それに応じたメーターを取り付けるという指導をする。指導する立場としては、理論的な指導をしていながら、一方で工場であれば業務用、一般家庭であれば家庭用など、曖昧な用途で料金体系を差別化することは不自然であり、口径別に切り替えるべきと考える。その中で注意しなければならないのは、切り替える時の気持ちの面での公平感であり、いかに不公平感をなくすかがポイントとなる。用途が多様化している中で、指導する立場として口径別は説明がしやすい利点もあり、口径別料金体系への変更で進めてよいと考える。

【委員】

用途別や口径別の説明をいただき、致し方ないとは感じたが、口径別料金体系への変更によって一般の使用者の料金改定率が26%以上に上がらないように配慮してほしい。

【事務局】

用途別料金体系は、水需要が右肩上がりの時代に生活水の低廉化を図る観点から採用されてきたが、現在の水需要減少の時代においては、料金収入が課題となっており、口径別料金体系に変更したい意向である。ただ、口径別に変更すると、一般用の料金が上がるのも事

実であり、なんとか一般用の改定率を極力抑えるよう検討している。

【部会長】

後ほど、一般用への配慮などが説明されるが、料金体系の口径別への変更についてはご了承いただいたということによろしいか。

(委員一同 了承)

<2.水道料金体系の現状と課題（料金構造）について>

【委員】

料金構造については、各水道事業体が一番悩ましく思っている問題である。水道事業は装置産業であり、浄水場、配水池、配水管等、40～80年と長期に維持していく必要がある構築物で成り立っている。1戸でも使用者がいれば給水をしなればいけない使命もある。検針、料金の調定・収納等個々の需要家（使用者）に直結した部分や、災害等への対応である予備力は、固定費として基本料金でいただくべきと考えている。電気代や薬品費など水需要の変動によって変わる部分が従量料金でいただくものと考えれば、本来は大部分が基本料金でいただかないと成り立たない事業であることが大前提である。水需要減少の時代において、いつまでも過去の料金構造に固執するのではなく、基本料金をきっちりいただかないと成り立たない事業であるということを前提に、今回の基本料金比率を32%に引き上げることは、千早赤阪水道事業を維持する上で大事なステップと考える。

【委員】

水量の変動に対する頑健性を確保する意味で、基本料金の割合を増やしていくことは賛成である。節水機器の普及、人口の減少傾向を考えると、水量が減っていくわけで、それに合わせて毎回料金改定で対応することは現実的ではないので、装置部分を基本料金で回収することは大事である。一点確認だが、現状の基本料金：従量料金が21：79で固定費を賄っているのか、32：68はどの程度先を見越したものであるのかを教えてください。いずれにせよ、基本料金部分を増やしていくことは、千早赤阪水道事業に関わらず必要であると考えている。

【事務局】

32：68は、令和4年度から令和8年度までの5年間での試算である。現状の21：79では、固定費を基本料金で回収できていないと考えている。

【委員】

ここは重要なポイントであり、現状で給水原価すら回収できていないことの一つの理由が、本来お支払いいただくべき部分が回収できていないというわけなので、用途別で不明確な料金の取り方になっているという料金体系の問題を考えると、5年間の想定は短い気もするが、数値の根拠も明確なようなので、この進め方でよいと思う。

【委員】

32：68の根拠の中に、村内連絡管の減価償却費が上乗せされていると考えるが、その影響はどの程度になるか教えていただきたい。

【事務局】

令和8年度の完成に向けて村内連絡管を整備しており、稼働する部分から順次、償却していくことになるので、令和4年度から令和8年度の算定期間中にも一部計上される。令和9年度以降については、令和8年度までに完成したものが確実に減価償却費として計上されるため、令和9年度以降の基本料金の比率が32%よりさらに増える可能性はある。

【委員】

令和9年度以降に減価償却費が大きく乗っていくとなると、今の32：68も変わるのか、それとも、32：68の継続で問題ないという見込みなのか、教えていただきたい。

【事務局】

令和9年度の改定時に、令和9年度から令和13年度の期間で算定すると、32：68が変わる可能性はある。ただし、前回の部会で示した令和9年度の改定率は村内連絡管の減価償却費を考慮したものであり、経営努力によって23%に抑えていくということに変わりはないが、令和9年度に基本料金部分の改定をする可能性もあるし、場合によっては従量料金の逡増の度合いを考えていくことになる。

【委員】

人口減少や水需要の動向により変わってくるのであろうが、そういう前提であることは承知した。

<3.水道料金体系の現状と課題（従量料金）について>

【委員】

逡増度を高くすると、井戸を掘って自前で水を確保する方向にシフトする使用者が増える場合もあるが、水道ではなく井戸で賄っているような使用者がいるかどうか、教えていただきたい。

【事務局】

以前の調査では井戸の利用は、ほとんどなかったと認識している。

【委員】

市町村によっては、大口の使用者が離れていかないよう特別な料金を設定する場合もある。もし、そのような状況であれば、将来、特別な料金設定なども視野にいれておくべきと思う。

【委員】

逡増制については、前の2つの議論とは異なるものと理解しており、状況によって変えるか変えないか、シミュレーション次第と考える。特に、一般の使用者の状況を考慮して、逡増制のメリット、デメリットを総合的に考えて方向性を決めていくべきである。業務用につい

ては、企業努力として井戸を掘削したりもするので、その影響は考えておくべきである。

<4.料金体系の検討について>

【委員】

平均26%の改定であるが、料金体系を変更する場合は、前提として誰かが低くなり、誰かが高くなるわけであるが、多くの住民が利用される水量については26%からなるべく離れないようにするとご理解が得られやすいと考える。基本料金についてメーター口径13mmから25mmを同一にしたり、全国的には従量料金を単一料金にしようとする流れはあるものの、現行の料金を踏まえると逡増制を残すことも仕方がないとは考える。

【委員】

具体的な金額が出てくると議論の仕方が難しくなるころではあるが、使用者への配慮やこれまでの経緯を考えればケース2やケース3なのかなという印象である。小口径の値上げ率について、部会長も意識されているところであったが、自治体が水道事業を行う場合は福祉的な面での配慮も含まれていたと思うが、公営企業として水を供給するならできるだけ透明性が担保された料金が望ましいと考える。また、原価割れしすぎたサービスの提供はおかしいと思うので、一定程度の値上げはやむを得ないとは外部の人間としては思う。ただ、そこは村や使用者への配慮も必要とは思っているので、企業団としてそれらの意見を聞きつつ、決定をしていただきたいと考える。

【委員】

12ページの準備料金と水量料金の割合、32：68のところであるが、固定費を準備料金にどう割り振っていくかというところは、今後の料金改定のときにも押さえていかなければならないところであり、ここを曖昧にすると説明が難しくなると思う。村内連絡管の減価償却費が固定費のところに乗ってくると思うが、それが、どの時点で、どれだけの割合で準備料金と水量料金に配分されていくかは押さえておくべき。例えば、1日平均給水量の部分は変動費、1日平均と施設能力との差である余力の部分は固定費とか、考え方を整理されていたら、5年後の改定の際にも役に立つと考える。

【事務局】

水道料金算定要領においても、大きな考え方としては、余力の部分は固定費に振ることになっている。企業団では、算定要領の考え方を踏襲し、施設能力に対する平均給水量に当たる部分は変動費へ、それ以外は固定費へ割り振っている。

【委員】

算定要領によるという記載だけでは、その根拠立てが見えにくいので、今の説明のような内容も補足されるとよいと考える。

【委員】

先々のことを考えると料金体系の用途別から口径別への変更が必要ということは理解しているが、ケース3において、一般用は26%に近い改定率になっているが、業務用は現状より

料金が低くなっており、この点については、もう少し検討してはどうかと考える。令和9年度の23%についてもどうなるのか気になるところである。

【事務局】

用途別と口径別は、根本的に考え方が異なる。これまでは、業務用に高い負担をいただく料金体系であり、その中には小口径の利用者もいるが、業務用の料金でひとくくりにしていくため、口径別に変更すると、どうしても小口径の業務用は現状よりも料金が下がるという影響が出る。これは、小口径の業務用がこれまで過大な負担であったことも意味しており、なんとか調整をしようとしたが、今回の料金体系の変更では調整が難しく、この部分は今回の料金体系の変更により、これまでの過大な負担が公平な料金制度になるということでご理解いただきたい。令和9年度の料金改定については、経営改善に努め、なんとか23%以下で実施したいと考えているところである。

【委員】

どうしても、小口径の業務用については、元々の基本料金が高かったため、料金体系の変更により料金が下がることになるが、令和9年度の改定においては、その点は公平な改定になると考えられる。

【委員】

まずは意見であるが、25ページのまとめ表で、2つのポイントがあると感じている。一つ目は、13mmから25mmまでの基本料金に差を設けるかどうか、二つ目は、従量料金について、単一制とするか逡増制を維持するかどうかである。昭和の時代は、下水道もなく、井戸水を使っている家も多く、水道の使用水量が少ないため小口径でも水圧の確保が可能であった。その後、下水道や水洗便所、洗濯機などの普及により13mmの口径では水量を賄えなくなってきており、20mmが主流である。時代の変遷により生活環境が変化し、一般家庭の口径が13mmから20mmに移行してきた経緯があるため、そこに大きな差を設けることは疑問である。25mmについても大家族で使用されている。そう考えると、用途と関係なく、13mmから25mmは同じ基本料金としてもよいと感じる。ただ、千早赤阪村では、これまで口径の大きさによってメーター使用料を徴収してきた経過があるので、その点をどう差別化して公平さに配慮するのか、又は統一料金とするのか、そこはよく検討すべきである。

次に2点、質問させていただきたい。1点目は、使用水量が0m³というところが非常に多く見受けられる。0m³でも固定費は必要であり、基本料金はきちり回収すべきであると思うが、0m³はどのような利用者か教えていただきたい。2点目は、業務用の50mm以上が大きな改定率となるが、該当するのはどのような利用者か教えていただきたい。大口の利用者にとって料金改定の影響は大きいので、納得していただけるよう事前にきちりと説明する必要があると考える。

【事務局】

1点目について、利用者全体の1割程度が使用水量0m³であるが、実態は把握しきれていない。使用水量が0m³の人は、基本料金が上がるが、従量料金の影響がないため、改定率が大きくなる。ただ、メーターが設置されている以上、検針や漏水対応なども必要であり、一定の費用が発生するため、応分の負担はしていただきたいと考えている。

【事務局】

2点目について、使用水量の多いところは、観光施設、福祉施設などである。村で一番大きいメーター口径の75mmを使用しているのは公共施設である。業務用の件数は非常に少ないため、料金が上がる使用者には個別に説明をする予定である。

【委員】

一般の市町における水道料金改定の委員会では、商工会議所や大口使用者の代表者が委員として参加される場合もあるが、今回は大口使用者が少ないということで参加されていないので、丁寧な説明が必要と考える。

【委員】

ケース3の一般用の使用水量が10m³から20m³辺りは概ね26%以内の改定に収まっているので、結構ではないかと考えている。

【部会長】

13mmから25mmの基本料金は、時代の変遷を考慮すると、統一してもいいのではという意見、従量料金については単一制ではなく逡増制が妥当ではないかという意見があったと思う。業務用の小口径の料金は下がるが、これは料金体系の変更に当たってはやむを得ないことと考える。これらを踏まえて、事務局で最終案をまとめていただきたい。

【事務局】

本日の意見を踏まえ、ケース3をベースに、現行のメーター使用料における13mmから25mmの料金差を考慮するかなど千早赤阪村とも調整をして、次回の部会で最終案をお示ししたい。

【部会長】

それでは、本日の部会としては、ケース3をベースとして、今後の検討をしていただくということによろしいか。

(委員一同 了承)

【部会長】

それでは、次回の部会で最終の料金表の案、部会の報告書の案をお示しいただくこととする。

<5.加入金、経過措置について>

【委員】

経過措置の期間は料金が据え置かれるので、使用者にはいい形ではないかと考える。

(2) 水道料金改定についての住民説明会

事務局から、水道料金改定についての住民説明会について説明があり、それに対し次のような意見、質疑応答があった。

【委員】

住民からするとかなり難しい資料のように思う。

【委員】

少し難しいところもあるが、一番注目するのは、新たな料金表のところ、今回の改定により料金がどの程度上がるかということだと思う。

【委員】

一番驚いたのは、3ページの供給単価が約190円/m³というところで、これを見ると、水道料金が高いとは言いにくい。

【事務局】

水道のことを日常的に考える機会はないと思うので、ペットボトルを例に少しでも水道について知ってほしいという趣旨である。当日の説明についても、可能な限り平易な言葉で説明をしたいと考えている。

【委員】

4点、意見がある。1点目は、13ページの整備費用と更新費用の違いがわかりづらいので、もう少し何かわかりやすい対比があればよいのではないかと。2点目は、村内でも千早浄水場、小吹台、岩井谷浄水場それぞれのエリアで地域性が異なる。村内連絡管の整備は千早浄水場の地域の方には感覚的に受け入れられない部分があると思うので、丁寧に説明していただきたい。小吹台地区については、連絡管の整備は喜ばれると思うが、既設配水管の耐震化について質問が出る可能性があるのではあるのでそこは押さえておくべき。3点目は、質問対応に備えて料金の早見表を用意しておくことよい。4点目は、26%の改定をしても、節水意識が働き、実際は24%、23%程度の改定分しか料金が回収できない可能性もあることも想定しておいていただきたい。

【委員】

先ほども意見があったとおり、新たな料金表が一番注目されると思うが、自分の家のメーターの口径や使用水量を把握している人は少ないと考えられるので、例えば2人世帯の平均使用水量などを示せるとよいのではないかと。また、節水機器の普及による使用水量の減少も気になるところであり、例えば世帯当たりで使用水量がどの程度減ってきているかといった説明があってもよいのではないかと。

【事務局】

ご意見を踏まえて、次回の部会で修正案をお示しする。